

年金受給者のみなさまへ

ねん きん せい かつ しゃ し えん きゆう ふ きん 年金生活者支援給付金

年金に上乗せして給付金を支給する制度です。

対象の
あなたには
封筒が
届きます！

老齢年金
を受給
されている方

障害年金
を受給
されている方

遺族年金
を受給
されている方



支給要件など、詳しくはウラ面をご確認ください。

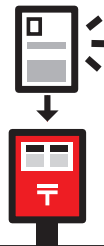
手続きはかんたん！

① 封筒が届く



② 請求する

中のハガキに
記入して、
切手を貼って
投函してください。



③ 受け取る

給付金が
支給
されます。



年金生活者支援給付金が1分でわかる動画公開中！



詳しくは、ウラ面をご覧ください。

①日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

年金生活者支援給付金は、3種類。

以下の支給要件を満たしている方が対象です。また、受け取るには請求手続きが必要です。すでに9割以上の方に申請いただいている制度です。

1 老齢基礎年金を受給されている方へ 老齢年金生活者支援給付金



支給要件

- 65歳以上で老齢基礎年金を受けている。
- 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている。
- 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得(給与所得や利子所得など)との合計額が889,300円以下である。

給付額

月額5,310円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります。

- ①保険料納付済期間に基づく額(月額) = $5,310円 \times \text{保険料納付済期間} / 480月$
- ②保険料免除期間に基づく額(月額) = $11,333円 \times \text{保険料免除期間} / 480月$

2 障害基礎年金を受給されている方へ 障害年金生活者支援給付金



支給要件

- 障害基礎年金を受けている。
- 前年の所得が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円」以下である。

給付額

障害等級2級の方: 月額 5,310円 障害等級1級の方: 月額 6,638円

3 遺族基礎年金を受給されている方へ 遺族年金生活者支援給付金



支給要件

- 遺族基礎年金を受けている。
- 前年の所得が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円」以下である。

給付額

月額 5,310円 ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,310円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

詳しくは特設サイトをご確認ください。

年金給付金

検索



ご請求でお困りになったときには、お電話またはお近くの年金事務所へ。

(ナビダイヤル)

給付金専用
ダイヤル

0570-05-4092

050から始まる電話でおかけになる場合は東京03-5539-2216

年金給付金 検索

〈受付時間〉月曜日 午前8:30～午後7:00 | 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 | 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

①日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare